

3 安心・安全な暮らしづくり

(2)鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

国への提案事項

1 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

- 全国的な鉄道ネットワークのあり方については、芸備線再構築協議会をはじめ、個別線区の在り方を議論する大前提であり、次の点について、直ちに国の考え方を示すこと。
 - ・将来の国土のあり方を見据え、中山間地域の持続可能性を確保していく観点から、国全体で議論し、今後維持すべき鉄道ネットワークを明らかにすること
 - ・JRは、国鉄改革時に、債務の切り離しや事業用固定資産の承継などを受け、会社全体の経営の中で内部補助によりローカル線を維持していくことが基本とされたJRの経緯やJR西日本の令和6年度1,656億円の経常黒字といった経営状態、また、国鉄債務の返済のため、たばこ特別税や国所有のJR株式の売却益などにより約22兆円が返済に充てられていることなどを踏まえ、ローカル線の維持に関する内部補助の考え方を示すこと
 - ・JRによる路線の維持が難しい場合、その負担を地方に転嫁するのではなく、国の責任の在り方を示すこと

3 安心・安全な暮らしづくり
(2)鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

国への提案事項

2 関係者で合意された取組を実現する手段の担保

- 改正地域交通法の基本方針では、鉄道からモード転換した場合、JR各社が「グループ会社による運行」など、十分な協力をを行うべきと定められているが、よりJRの責任を明確化するよう、法律等で担保することや、国から指導を行うことで、地域公共交通の「持続可能性」を確保すること。

【提案先省庁：国土交通省】

現 状

【JR西日本の現状】

- 令和4年4月及び11月、特定線区のみを取り出し、ローカル鉄道に関する課題認識と、輸送密度が1日2,000人未満の線区に関する「収支率」「営業係数」「営業損益」について発表。
- 令和5年10月、国の法改正で創設されたローカル鉄道のあり方を議論する「再構築協議会」について、国へ設置を要請。

【国の現状】

- 令和5年10月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行。
- 法改正は、ローカル鉄道に関する議論や支援の枠組の創設が中心になっており、国が主宰する「再構築協議会」の創設は、本県をはじめとした全国知事会等で要請してきた、ローカル鉄道の在り方を、国も主体的に関与して協議の場に入りて検討を行うことが反映されている。
- 財政支援は、協議会での議論の結果、「社会資本整備総合交付金」による施設整備等への新たな支援が創設されているが、運行経費についての支援はない。
- 令和6年3月に第1回芸備線再構築協議会(議長:中国運輸局長)が開催され、その後、同年10月に第2回、令和7年3月に第3回協議会が開催された。

【広島県の現状】

- 令和3年8月から、JR西日本の申入れ(同年6月)を受け、本県・庄原市・岡山県・新見市が、JR芸備線の利用促進等について協議・検討を進めている。(計6回実施)
- 令和5年2月から、JR西日本に対し、芸備線の利用状況・経営状況等についてヒアリングを実施(計3回実施)
- 芸備線再構築協議会及び幹事会に出席。(計7回開催)

広島県の取組

- 国の有識者検討会への参加(R4年3月及び5月)、国交大臣への提言(R4年5月(有志28道府県))や要請(R4年11月、R5年8月(全国知事会))など、様々な機会を通じて、「ローカル鉄道議論への国の主体的な関与」「国の交通政策の根幹として、内部補助の枠組み整理を含む鉄道ネットワークのあり方」や「止むを得ずモード転換等した場合の移動手段を持続可能なものとするための支援」を求めてきた。
- 芸備線再構築協議会や幹事会において、全国的な鉄道ネットワークの在り方について考え方を示すよう、国に求めてきた。
- R6.11.19の全国知事会による特別要望において、国土交通省に、考え方を示すよう求めた。
- R7.2.12 衆議院予算委員会地方公聴会を通じて、国会議員に対し、本県の考え方を説明を行った。

課 題

- 鉄道のあり方議論においては、一部線区のみを議論するのではなく、その前提として、国において全国的な鉄道ネットワークの方向性を示すことが必要であるが、本県の求める整理がされていない。
- JRが担う全国的な鉄道ネットワークは、全国で公平に安定して確保されるべきユニバーサルサービスの一つとして重要な役割を担い、国土強靭化や地方創生を始め、国土の均衡ある発展などの観点から必要な社会インフラであるにも関わらず、全国各地で、ローカル線の在り方について検討を求めるJRの表明が続いている。

3 安心・安全な暮らしづくり

(3)生活交通の維持確保のための支援

国への提案事項

1 交通事業者の人手不足に対する財政支援制度の創設

- 厳しい経営状況を抱える交通事業者において、事業者の自助努力による解決は限界があるため、人材の採用・育成のほか、女性就労などの受入環境整備をはじめとした地域公共交通を担う人材確保を公的に支えるための新たな財政的な支援制度を創設すること。【再掲】

2 タクシー利用への助成に対する財政措置の拡充

- 集落の人口が極めて少ないと乗合事業が成り立たない地域において、地域内の移動を支えるために住民のタクシー利用への助成に係る自治体負担について、バス等への補助に係る負担と同様に、特別交付税の対象に追加すること。

3 航路の維持確保に向けた財政措置の拡充

- 地域の生活に必要不可欠であり、県や市町が補助を行っている航路については、国が支援を行っている航路と同様に、交通GXに対応した船舶の建造に必要な経費の支援が行われるよう国の地域公共確保維持改善事業に新たな補助メニューを追加すること。

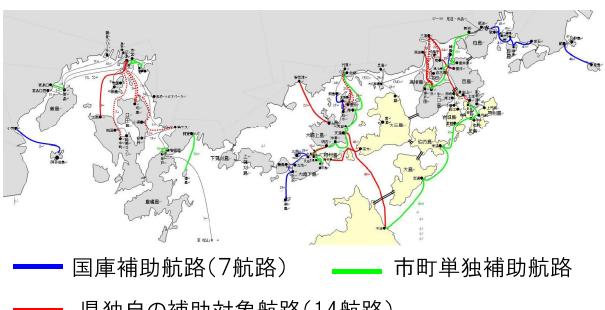
【提案先省庁：国土交通省・総務省】

3 安心・安全な暮らしづくり (3)生活交通の維持確保のための支援

現状／広島県の取組

- 県では「広島県地域公共交通ビジョン」を策定し、交通事業者、利用者、行政といった関係者が中長期的な視点を持って一体的に取り組みを進めている。

[広島県の航路図]



- 瀬戸内海では、点在する島々に居住する人々の暮らしを航路ネットワークで支えている。
- 県として維持すべき航路について、県・市町の協調による航路補助に取り組んでいる。
- 県の補助航路における船舶の老朽化が著しい。
[平均船齢: 28年 (国庫補助航路は11年)]

課題

- バス、タクシー、旅客船等、地域の公共交通を担う人材の不足によって、路線の減便や一部区間の廃止を余儀なくされるなど、問題が顕在化している。
- 労働時間の規制に関する2024年問題によって、公共交通分野における人手不足がさらに深刻化している。
- 中山間地域では乗合事業が成立しないことから、タクシーが公共交通の役割を担っている地域がある。
- 国の補助制度では離島への唯一航路であることを補助要件としており、瀬戸内海の実情にそぐわない。
- 船舶の建造には多額の費用が必要となり、航路事業者と自治体だけではあまりにも負担が大きい。
- 燃油費高騰や交通GXの流れを踏まえ、老朽化した船舶の更新によって、省エネ・脱炭素化へ対応していく必要がある。

3 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

本県では、地域の特性や規模に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市構造へ転換するとともに、「安心・安全」を基本に、社会が求める空間に対する価値観を踏まえ、デジタル技術やデータなどを活用しながら、大都市圏では得られない「活力」と「魅力」に満ちあふれた広島らしい都市の実現に向け取り組んでいるところであり、次のとおり提案する。

1 財政措置の充実・拡充等

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化、③安定かつ効率的な公営住宅の供給、④建築物の耐震化の促進、⑤再開発事業等の促進による拠点性の向上、
⑥公園、緑地等のオープンスペースの充実、⑦立地適正化計画による都市機能の集約と居住誘導の促進〕
- 事業に必要な財政措置の確保及び補助対象メニューの拡充等をすること。

2 制度等の改定

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化〕

- 法の改正又は運用指針等への位置づけ、取組を推進すること。

3 機運醸成・啓発等の強化

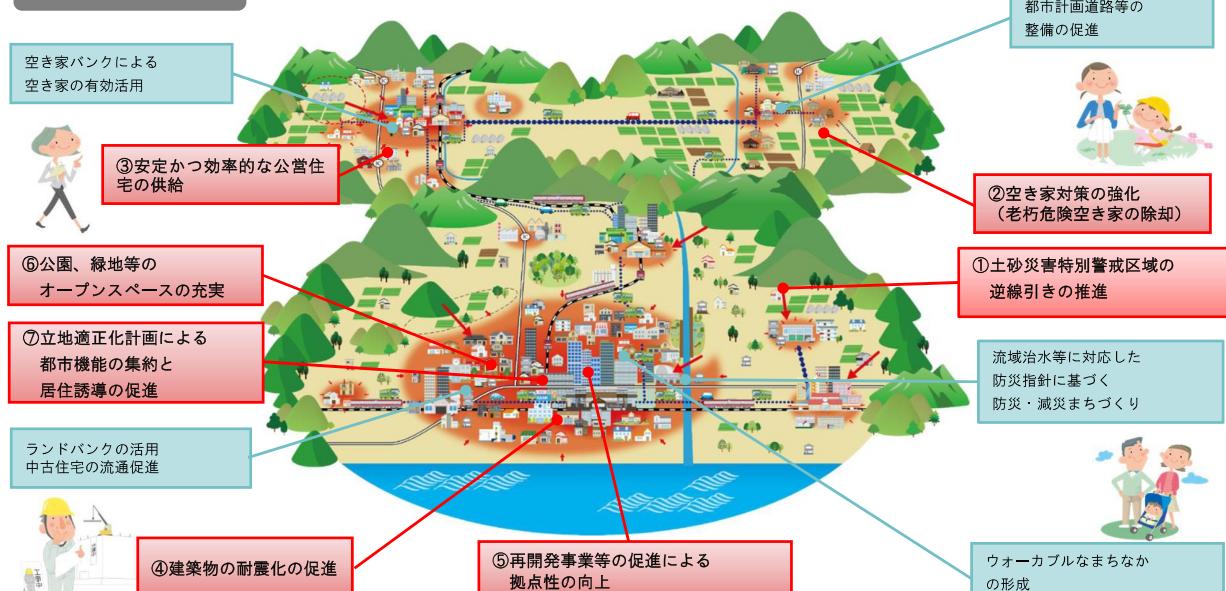
- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、④建築物の耐震化の促進〕

- 国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

3 安心・安全な暮らしづくり (4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

将来の都市像



国への提案事項

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

<u>都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備</u>	○ 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制について、積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付けるとともに、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。
<u>逆線引きに係る手続きの円滑化への支援</u>	○ 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意における協議・調整期間を短縮するなど、手続きを簡略化すること。
<u>財政措置の拡充</u>	○ 地権者等の調査、都市計画の図書作成等にかかる費用について、集約都市形成支援事業等の国の支援メニューの対象とすること。

② 空き家対策の強化

<u>空家法の推進に係る事務の効率化・円滑化への支援</u>	○ 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階において除外する場合の仕組みや基準を明確化すること。 ○ 代執行に至る手続きのうち、特に多数の相続人がいる場合の所有者等の探索基準を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。
<u>財政措置の拡充(国庫補助要件の緩和)</u>	○ 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
<u>不動産関連情報の流通環境の整備における連携強化</u>	○ 不動産流通市場の活性化に向けて、不動産関連情報の整備及び保有機関の連携強化を促進すること。

国への提案事項

③ 安定かつ効率的な公営住宅の供給

<u>更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援</u>	○ 高度経済成長期に集中して建設された県営住宅の建替事業が計画的かつ着実に実施できるよう、公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保するとともに、既設公営住宅の除却に係る入居者の移転経費を交付対象とすること。 ○ 同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないことを踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。(現状は全国一律45%)
----------------------------------	---

④ 建築物の耐震化の促進

<u>民間建築物等の耐震化</u>	○ 多数の者の避難や救援・救護活動に關係する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。 ○ 令和7年度末までとされている補助事業の期間の延長を図ること。
<u>社会福祉施設等の耐震化</u>	○ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。
<u>住宅の耐震化</u>	○ 総合支援メニューの補助限度額等の更なる拡充を図ること。 ○ 地震により倒壊する可能性の高い住宅の除却と災害リスクの低い地域への居住誘導など持続可能なまちづくりの促進のため、総合支援メニューの対象に除却及び非現地建替えを追加すること。 ○ 耐震改修等だけでなく、旧耐震住宅から新耐震住宅への住み替えに係る施策の充実を図ること。
<u>国民への啓発強化</u>	○ 耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

国への提案事項

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

<u>継続的な財政措置</u>	○ 物価高騰の中、広島県の中枢拠点性向上に資する紙屋町・八丁堀地区における都心の活性化に向けたリーディングプロジェクトである基町相生通地区第一種市街地再開発事業のピークを迎えることから、着実に推進するために必要な財政措置を図ること。
-----------------	--

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

<u>継続的な財政措置</u>	○ 集中的に更新時期を迎える施設の対策費用や利用者ニーズに応じた施設の充実化を図る費用等、都市公園等の施設整備のための予算を確保すること。
<u>補助対象メニューの拡充</u>	○ 都市公園等事業における公園施設改修や柔軟な利活用等に必要な整備に対して、補助対象メニューの拡充を図ること。 ○ 「公園施設長寿命化対策支援事業」等について、支援の一層の充実を図ること。

⑦ 立地適正化計画による都市機能の集約と居住誘導の促進

<u>継続的な財政措置</u>	○ 持続可能なまちづくりの実現に向けた居住誘導の取組を着実に実施するため、立地適正化計画に基づく都市機能誘導施設の整備等に係る都市再生整備計画関連事業（社会資本整備総合交付金及び都市構造再編集中支援事業補助金など）に対し、必要な財政措置を図ること。
-----------------	--

【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

現状

[現状]

- 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
- 県内全域で約12万人が居住（推計）
- 上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所
⇒都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引き※の取組の推進が必要。
※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

[目標]

- ・防災上危険が懸念される地域の居住人口
12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)
- ・令和10年度に2度目の逆線引き（令和6年度に全国に先駆けて県全域での逆線引きを実施）
- ・今後20年で段階的に逆線引きを完了。
- ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする。

[国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正。
 - ・都市計画区域全域において、土砂災害特別警戒区域における自己の業務用施設の開発が原則禁止。
 - ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた。
- 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている。

課題

[環境整備に係る課題]

- 都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。
- 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]

- 逆線引きの取組は、土地所有者等に対し、取組の必要性や生活への影響等を丁寧に説明しながら進めているが、所有者が特定できることや取組内容が知られていないことなどにより、理解を得るのに時間を要している状況にある。
- 逆線引きの対象箇所が多いため、都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに、手続きを円滑に進める必要がある。

② 空き家対策の強化

3 安心・安全な暮らしづくり
(4)持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

現状

- 「広島県空き家対策対応指針」に基づき総合的な空き家対策を推進しており、空き家ポータルサイト「みんと。」などで空き家の利活用促進、空き家所有者・相続予定者の行動変容に向けた取組を強化している。
- 中古住宅の流通促進を図るため、「居住誘導及び中古住宅の需要拡大に向けた官民連携プロジェクト DIG:R HIROSHIMA」、「不動産関連情報の一元化・オープン化による市場活性化」に令和5年度から着手している。

空き家の現状	114,700戸※1	推移	H15 66,100戸	H20 84,600戸	H25 101,400戸	H30 114,200戸	R5 114,700戸
--------	------------	----	----------------	----------------	-----------------	-----------------	----------------

※1 住宅・土地統計調査(R5年10月1日現在)の集計結果のうち、賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでいない住宅戸数。

課題

1 空き家対策の推進には、市町の事務負担を軽減するような事務の効率化・円滑化への支援が必要

- 空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。勧告以前については、「居住の用に供するため必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとある(※2)が、仕組みや基準が不明確なため、地方税法において明確化してほしいとの意見が出ている。
※2 「地方税法第三百四十九条の三の二の規定における住宅用地の認定について」等の一部改正について(平成27年5月26日付總税固第42号)
- ガイドライン等において、調査すべき公的書類が例示されたものの、多数の相続人がいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が明確に定められていないことから、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。

2 市町による行政措置の加速に向け、国庫補助活用時の事務負担の軽減が必要

- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難である。市町による行政措置を加速するため、代執行による空き家除却に係る国庫補助要件緩和が必要である。

3 都市部の住宅ストックの活用促進に向け、不動産関連情報の流通環境の整備が必要

- 本県では、データ連携基盤(DoboX)を活用した不動産関連情報の一元化を進めており、「不動産情報ライブラリ」で公開されているデータなどを集約し、消費者や事業者が地域の利便性、安全性、住宅に関する情報(マンションの管理状況、推定空き家の分布など)を地図上で重ね合わせて閲覧できるサービスを令和6年度から提供している。データの利活用を更に促進するためには、国や民間企業などが推進する取組(不動産ID、都市計画情報のオープンデータ化、住宅履歴情報など)との連携強化が必要である。

③ 安定かつ効率的な公営住宅の供給

3 安心・安全な暮らしづくり
(4)持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編5箇年計画」により、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状／広島県の取組

[現状]

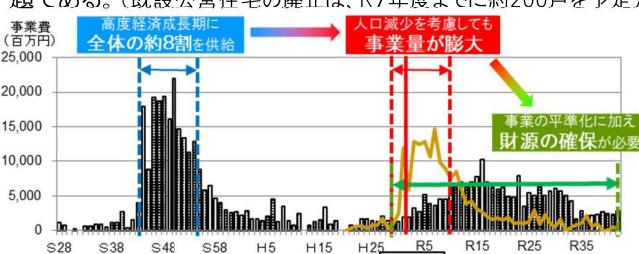
- 昭和40～50年代に建設された県営住宅が約80パーセントを占め、一斉に更新時期を迎えている。

[広島県の取組]

- 人口・世帯数の減少も踏まえ、県営住宅の総量を中長期的に削減しつつ、地域ごとの需要を考慮した建替統廃合を積極的に進めるなど、安定かつ効率的な供給に取り組むこととしている。
- 長寿命化等により建替時期を分散させ、事業量の平準化を図ることとし、長期の収支シミュレーションに、将来の収支見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している。

課題

- 極力事業量を平準化した場合でも、ピーク時の事業費は令和3年度予算の2～3倍となる見込であり、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。(既設公営住宅の廃止は、R7年度までに約200戸を予定)



- また、大都市と地方都市で公営住宅の整備や維持保全に係る事業費に差がない一方で、公営住宅法で定められた家賃額には差が生じるため、特に地方においては、更新時期が集中する中で事業全体の収支均衡を図るうえで課題がある。

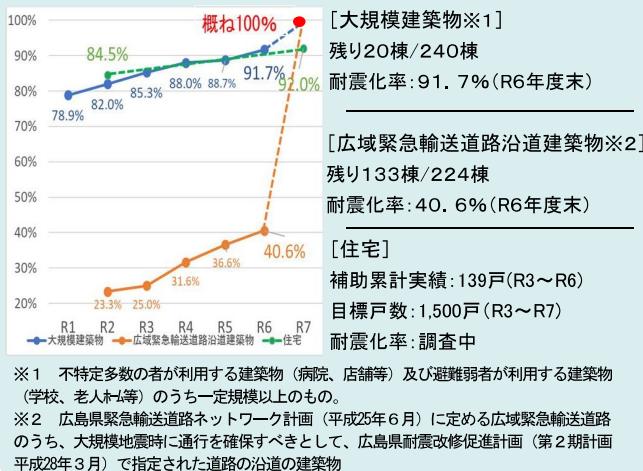


④ 建築物の耐震化の促進

現 状

- 「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、耐震診断義務付け建築物及び住宅の耐震化に係る所有者の支援に重点的に取り組んでいる。
- 耐震診断義務付け建築物の耐震化率は、令和7年度までに概ね100%を目標とし、補助制度の普及により着実に向正在しているが、目標の達成は厳しい状況。
- 住宅の耐震化率は、令和7年度までに92%を目標とし、補助制度の普及に取り組んでいるが申請件数が伸び悩んでいる。

広島県の耐震化の状況



3 安心・安全な暮らしづくり

- (4)持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好的な居住環境整備等の推進

課 題

[耐震診断義務付け建築物]

- 補助を活用してもなお、所有者の自己負担が大きいことや、耐震改修等の工事が賃貸事業者等の営業活動に支障となることを要因として、耐震化に前向きな所有者が少ない。

[住宅]

- 多くの所有者が高齢者であるため、補助を活用してもなお、所有者の自己負担が大きいことや、住宅の今後の持続性を踏まえると、耐震化に前向きな意向を示す所有者は少ない。

- 除却・非現地建替えの補助率等が耐震改修・建替えに比べて低く、除却が促進されない。

(参考)補助率等の比較

・耐震改修・建替え（総合支援メニュー）

補助率80%・最大115万円

・除却・非現地建替え

補助率23%・最大97.86万円

- 旧耐震基準の住宅は膨大にあるため、耐震改修や建替えの促進施策だけでなく、旧耐震住宅から新耐震住宅への住み替え促進の施策（[参考]かけ地近接等危険住宅移転事業）が、目標の達成には必要。

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

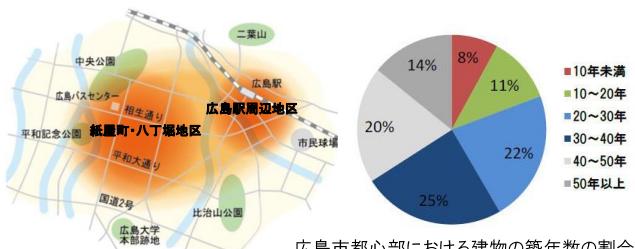
現 状

[現状]

- 本県では、都市の拠点性の向上に資する観点から市街地再開発事業を支援しており、過去約20年間で、8地区の再開発事業に対し、補助金を交付している。
- 広島市都心部においては、数多くの建物が更新時期を迎えており、立地に見合う土地の高度利用が図られていないため、都市の活力・魅力が不足している。

[広島県の取組]

- 平成29年に広島市とともに「ひろしま都心活性化プラン」を策定し、都心の活性化に向けた取組を進めている。
- 紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、基町相生通地区第一種市街地再開発事業を広島市とともに促進している。



※広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「橢円形の都心づくり」を推進。

3 安心・安全な暮らしづくり

- (4)持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好的な居住環境整備等の推進

課 題

[継続的な財政措置が必要]

- 基町相生通地区第一種市街地再開発事業（事業期間:R4～R11、総事業費:約580億円）は、物価高騰の中、令和6年度から建築工事に着手し、事業が本格化しており、令和8年度は事業費がピークを迎えることから、多額の事業費が必要。

(事業の必要性)

当事業は、広島バスセンター等の交通広域結節点に近接しており、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィス等の魅力ある都市機能を導入し、広島商工会議所の移転先となる等、地域経済の活性化を先導する事業であり、県の中枢拠点性向上に寄与する。（完成イメージ）



⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

3 安心・安全な暮らしづくり
(4)持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

広島県では、将来にわたって愛され続ける公園を目指し、「ひろしま公園活性化プラン」(計画期間:令和4~12年度)を策定し、県立都市公園における利用者ニーズに応じた施設の充実化の取組を進めている。

現状／広島県の取組

[現状]

- 本県では、開園から長期間が経過し、老朽化対策を必要とする公園施設が急増しており、安心・安全な公園利用のための施設の更新が急務となっている。
- 多様化するニーズに対応するため、利用者ニーズを踏まえた、公園施設の更新を行う必要がある。
- 大規模な運動施設においては、大会の開催のために必要な公認の継続のため、定期的に施設の更新を行っている。

[広島県の取組]

- 公園施設長寿命化計画を作成し、施設毎に優先順位を付けて計画的に老朽化対策に取り組むこととしている。
- 公園を取り巻く社会情勢の変化への柔軟な対応や利用者ニーズに応じた施設の更新・充実化に取組み、県民の健康・スポーツなどの夢や希望への挑戦を後押しし、将来にわたって愛され続ける公園を目指している。

課題

- 計画的な老朽化対策の着実な実施や利用者ニーズに応じた施設の充実化を図るために、更なる予算措置が必要。
- 小規模な公園を管理する自治体の財政負担が大きいため、老朽化対策では交付金を活用するための事業費や公園面積等の要件を緩和すること。
- また、多様化するニーズへの対応や公園運営のために必要な施設の更新に関する交付対象の範囲を拡充すること。(異なる種別への施設更新、認定競技場として運営するためのトラックの更新、プールの防水塗装など)

【交付対象とならない事例】

○異なる種別への施設更新（例：大型遊具 → スケートボード場）



⑦ 立地適正化計画による都市機能の集約と居住誘導の促進

3 安心・安全な暮らしづくり
(4)持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

現状

[現状]

- 本県では、急激な人口減少・超高齢化社会を迎え、都市の中心部では、空き地や空き家がランダムに発生する都市のスponジ化が進んでおり、郊外では拡散した低密度な市街地が形成されるなど、行政及び生活サービス水準の低下や公共交通ネットワークの縮小などが懸念されている。

[広島県の取組]

- このため、地域特性や規模に応じた拠点ごとに必要な都市機能の集約や、拠点間が最適な公共交通ネットワーク等で結ばれた、「持続可能な集約型都市構造」の形成に向け、県内市町と連携して取り組んでいる。
- 特に、「盛土規正法の運用」や「市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組」など、全国に先駆けた取組も実施しているところ。
- 県内市町においても、都市計画区域を有する全市町で立地適正化計画の策定に向けた検討が開始されるなど、全国有数の「コンパクト・プラス・ネットワーク」先進県くなっている。

課題

[継続的な財政措置が必要]

- 市町においては立地適正化計画で位置付けた都市機能誘導施設の整備等による居住誘導の取組を、都市再生整備計画関連事業として重点事業に位置付け実施しているところであるが、多額の事業費が必要。
- 一方、都市再生整備計画関連事業は、全国的な事業量の増加により、国費確保が難しい状況であり、各市町においては単独費の充当や事業スケジュールの調整を余儀なくされている状況。
- 計画的な整備による居住誘導の実現に向け、安定的な予算総額の確保と、重点的な予算配分が必要。

県内実施事業(R7事業箇所)

・福山駅周辺地区(2期)	・三原円一エリア・三原内港周辺地区
・神辺駅周辺地区	・本郷駅周辺(2期)・東本通地区
・呉駅周辺地区	・竹原中心市街地地区(2期)
・府中地区	・廿日市市地域医療拠点等整備地区(2期)
・西高屋駅周辺地区	・新機能都市開発事業地区
・西条駅周辺地区	・未来物流産業団地造成事業地区
・大竹地区	・庄原地区
・玖波地区	

合計 15地区

立地適正化計画作成状況	市町数(全20市町)R7.3末時点(予定)
策定・公表済	16市町
作成中・作成予定	4市町

3 安心・安全な暮らしづくり

(5) 海洋プラスチックごみ対策の推進

国への提案事項

1 自治体と企業等との連携によるプラスチック対策への支援強化

- 本県では、幅広い企業や団体等が一体となって海洋プラスチックごみ対策に取り組む「GREEN SEA 濑戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立(R3.6)し、企業等と連携した代替素材商品の普及促進やプラスチックの資源循環に係る取組等を行っており、今年度は、更に、これらの取組の社会実装に向けた施策を推進していく。これらは、海洋プラスチックごみの削減やカーボンニュートラル、循環経済の実現に資するものであることから、国における関連予算等において、地方自治体への財政的支援を拡大するとともに、より実効性のある制度や仕組みを構築すること。

2 環境中プラスチックの実態解明及び情報の共有化

- マイクロプラスチックを含む、環境中での挙動等、実態が十分に解明されていないことから、効果的な流出防止・発生抑制対策を進めるため、国において実態解明を進めるとともに、得られた知見を収集し、各自治体等へ広く情報を共有すること。

3 漁業系プラスチックごみ削減に向けた取組の拡大

- 漁業系プラスチックごみの削減は全国的な課題であることから、環境に影響が少ない資材への転換や効率的な回収システムの構築、リサイクル技術の開発に取り組むこと。

【提案先省庁：農林水産省、水産庁、経済産業省、環境省】

3 安心・安全な暮らしづくり (5) 海洋プラスチックごみ対策の推進

現状／広島県の取組

- 県では、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指し、多様な事業者等と連携し、「GREEN SEA 濑戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立し、プラスチックの使用量削減や流出防止などの取組を進めている。
- R5年度には、瀬戸ネットやCPsが発足し、プラスチック汚染に関する国際条約交渉がR7.8月に再開予定など、世界や国の動きとも連動しながら、更なる推進を図る必要がある。
- R4年度からマイクロプラスチックの実態調査を海域・河川・下水処理場(放流水)において実施している。また、R5年度からはより微細なマイクロプラスチックの広島大学との共同研究にも取り組んでおり、今年度、結果を取りまとめる予定。
- かき養殖資材の流出対策については、全ての生産者が処理計画を作成し、作業場でのパイپ回収や、使用・保管中の発泡フロートの固定など流出防止に取り組んでいる。また、かき養殖に用いるパイプは生分解性の素材開発が進められ、発泡フロートについても樹脂コーティングによる長寿命化や、個体管理の取組などが始まっている。
- R6年度には、県漁連がかき養殖で不要になった発泡フロートを燃料ペレット化する施設を稼働し、R7年度には、県が栽培漁業センターでこれを熱源利用する施設の整備を予定している。

課題

- 「プラスチック資源循環促進法」(R4.4施行)や「成長志向型の資源自律経済戦略」(R5.3策定)等に基づき、代替素材商品の社会実装やプラスチックの資源循環に係る自治体と企業等との連携した取組の一層の推進が必要であるが、自治体への支援や、自治体を核とする施策に充当される財政支援は、一部にとどまっている。
- 大幅なリデュース・リユースに資する製品・サービス等が市場で優先的に選択されるよう、より実効性のある制度や仕組みを検討し、構築していく必要がある。
- マイクロプラスチックについて、環境に与える影響や科学的知見の整備・共有などが十分ではなく、定量的な知見が少ないため、効果的な流出防止・発生抑制対策の検討ができていない。
- パイプの流出対策については、養殖作業の過程で回収し、流出防止に取り組んでいるが、台風などの自然災害や過失による流出など取り残しがあり、流出ゼロに至っていない。また、生分解性パイプや発泡フロートの樹脂コーティングについては、価格面や素材の柔軟性などの課題が現場導入の障壁となっている。

3 安心・安全な暮らしづくり

(6)有機フッ素化合物対策の推進

国への提案事項

1 米軍川上弾薬庫周辺住民の安心・安全のための取組の推進

- 川上弾薬庫に関して、泡消火薬剤の保有及び使用の履歴(時期・場所・量・漏出の有無等)についての詳細な調査と公表、水質・土壤調査の実施(特にヘリパッド周辺)と数値の公表、原因が弾薬庫内にあると考えられる場合の対応方針の公表など、必要な対応の実施及びその公表が早急に行われるよう米軍へ働き掛けること。

2 その他の住民の安心・安全のための取組の推進

- PFOS等の毒性、健康影響等に関する情報の提供と検出された地域における実態調査を実施すること。
- PFOS等の農作物等への影響評価の知見を速やかに公表し、遅滞なく対策を検討すること。

3 PFOS等への対策実施に係る具体的方法の策定

- PFOS等の発生源特定調査・汚染除去等の対策に係る具体的な方法を提示すること。

4 PFOS等に係る自治体の各種取組に対する財政的支援

- 発生源特定のための広範囲の調査費や住民の井戸水から水道への切り替えに要する資金等、自治体の各種取組に対する財政措置を講じること。

【提案先省庁：総務省、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省】

3 安心・安全な暮らしづくり (6)有機フッ素化合物対策の推進

現状／広島県の取組

- 昨年9月、防衛省から、過去、主に川上弾薬庫内北東部のヘリパッド周辺において、PFOSを含む泡消火薬剤を使用した訓練等が行われていた、と回答があった。この事実は、これまでの調査で確認した弾薬庫内北東部の敷地から流れ出る水から高濃度のPFOS等が検出された事実と矛盾するものではなく、敷地内における環境調査の必要性がさらに高まっている。
- 暫定指針値を著しく超過している地下水について、生活用水として使用することについての不安の声があるが、知見がなく、説明に窮している。
- 自治体と連携して地域住民の健康不安に寄り添えるよう、健康相談等に取り組んでいるが、健康不安は解消されていない。
- 農作物に対する影響や対策が明らかでないことから、市等に対して適切な助言ができない。
- 自治体が高濃度検出地域を中心とした広範囲の継続調査や住民の井戸水から水道への切り替えの資金面などの支援をしている。

課題

- 防衛省からの回答は、これまで求めてきた内容の一部にとどまっており、川上弾薬庫の詳細な情報等について、未だ明らかになっていない部分があり、原因が特定できていない。
- 環境中からの除去等の方法が確立されておらず、対策に多大な費用を要する、又は、長期に渡って県民生活に影響が出る。
- 簡便な検査方法が確立されておらず、環境調査に多大な費用と時間を要する。
- 健康影響に関する科学的知見が集積されていない。
- 飲用利用以外の曝露防止についての基準がなく、農作物などに対する影響や対策が明らかでない。
- 事案発生自治体においては、対応に想定外の費用が必要となっているにもかかわらず、財政的な支援がない。

3 安心・安全な暮らしづくり

(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないため、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること。
- 地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効性のある取組を講じること。
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること。

2 騒音被害の実態把握及び必要な対策の実施

- 騒音測定器及びカメラの増設や、市町が設置している騒音測定器の国設置への切替など、国の責任において、騒音被害の実態把握を進める。また、測定結果を早期に提供すること。
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること。
- 住宅防音工事区域の第1種区域に係る指定値を、62dBから航空機騒音の環境基準の57dBに改めること。
- 空母艦載機着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること。
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること。

3 自治体への財政措置の拡充

- 訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること。

〔新たな財政措置の方法例〕～防衛施設周辺生活環境整備法施行令等の見直し(拡充・緩和)

・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした、空域下の県・市町への交付金の創設

・学校等の防音対策基準の見直し

3 安心・安全な暮らしづくり

(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

4 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること。

【提案先省庁：外務省、防衛省】

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30.3完了)により、騒音被害が拡大。

基地周辺だけではなく、訓練空域等においても増大。

・航空機騒音(70dB以上(掃除機、騒々しい街頭))の発生状況

		平成29年度	移駐完了後7年平均 (平成30～令和6年度)	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)		3,872回	7,578回	3,706回(2.0倍)
(主な地点)	岩国飛行場周辺	2,322回	4,074回	1,752回(1.8倍)
	訓練空域下	697回	867回	170回(1.2倍)

- しかしながら、国の騒音被害対策は、基地近辺の騒音にしか対応していないため、現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外。

【米空母艦載機部隊配備特別交付金】〔対象市町村〕：施設所在地と、隣接市町村

【再編関連特別地域整備事業補助】〔対象都道府県〕：施設所在地

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】〔対象市町村〕：特定防衛施設所在地

訓練空域、飛行ルート下の自治体でも
被害対策が実施できるよう改正が必要。

- オスプレイに関し、訓練に係る飛行高度の引き下げや、令和5年11月の屋久島沖での墜落事故、岩国基地への配備等を受け、県民から不安の声が寄せられている。

【令和5年6月 日米合同委員会合意】

沖縄県を除く日本国内の山岳地帯において、安全を確保し、かつ地域住民の生活環境への影響を最大限に回避した上で、200フィート(約60m)までの高度で飛行訓練を実施する。(従前は500フィート以上の高度で飛行)

3 安心・安全な暮らしづくり

(8)高病原性鳥インフルエンザ対策

国への提案事項

1 発生予防

- 令和6年度も全国各地で、高病原性鳥インフルエンザが発生し、特に、特定の地域や過去発生農場において続発したため、これらの原因究明を行うとともに、改めて最新の発生予防対策について情報収集を行い、国内で活用できる手法を早急に示すこと。

2 迅速な防疫措置

- まん延防止のために有効な手段として、簡易検査による陽性判明後、国による疑似患畜決定前に、同一鶏舎の鶏を殺処分することを法的に認めること。
- 市町の廃棄物処理施設(焼却施設)を殺処分した鶏の処理を目的として利用する可能性を考慮し、焼却炉の改修など処理に支障がないよう関係する経費について農林水産省が補助を上乗せするなど、市町焼却施設の使用協力が円滑に進むよう支援策を検討すること。

3 財政支援

- 発生及び移動制限を受けた農場と取引のある関連事業者(運送業や卵選別包装施設など)に対しても損失補填の財政措置を講じること。

【提案先省庁：財務省、農林水産省】

3 安心・安全な暮らしづくり

(8)高病原性鳥インフルエンザ対策

現状/広島県の取組

【1 発生予防】

- 毎年度100羽以上を飼養する養鶏農場への立入を行い、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施。
- 外国人従業員向けに7言語の「飼養衛生管理の基本行動」を学ぶ動画を作成し、研修会を開催するとともにホームページで公開。

【2 迅速な防疫措置】

- 連続発生時など県の職員のみでは対応が困難となることを想定し、市町や民間事業者から協力を得る協定を締結。
- 防疫措置の早期完了を目指し、殺処分鶏の埋却予定地について事前に現地調査を実施するとともに、市町の一般廃棄物処理施設を殺処分鶏処理に利用できるよう調整を進めている。

【3 財政支援】

- 令和4年度には、まん延防止対策及び畜産経営体の損失補填に、3,640百万円(国:1,725百万円、県:1,915百万円)を予算措置。

«補助対象外(県10/10)»

中継基地運営費、家畜防疫員以外の旅費、暖房器具賃借料及び燃料費等

課題

【1 発生予防】

- 高病原性鳥インフルエンザが発生した農場は様々な感染経路が考えられることから、科学的根拠に基づく原因究明や有効な対策を確立し、発生予防対策の強化を図ることが重要である。

【2 迅速な防疫措置】

- 令和6年度、周辺農場への拡大要因として、国は気温・風の影響を指摘しており、拡散低減のため、発症していない同一の鶏舎の鶏を所有者が先行して殺処分を行い、早急にウイルス量を低減させる必要がある。
- 過去に鳥インフルエンザが発生した農場では、殺処分した鶏を処理するための新たな埋却場所の確保が困難である。また、殺処分した鶏は市町が整備した一般廃棄物処理施設において処理できるものの、一般ごみの処理が優先されることから、受け入れについて市町との調整が難航している。

【3 財政支援】

- 大型養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生は、地域経済に与える影響が大きい。さらに、発生及び移動制限を受けた農場と取引のある関連事業者は、経営への影響が大きい。